

香川県条例第28号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(避難用の開口部) 第6条 略	(避難用の開口部) 第6条 学校、体育館その他これらに類するもので規則で定めるものの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものには、屋外への避難の用に供する開口部を2以上設けなければならない。
(敷地内の通路) 第7条 前条の建築物の敷地内には、 <u>同条</u> の開口部から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員75センチメートル（2以上の開口部が共用する場合にあっては、幅員1.5メートル）以上の通路を設けなければならない。ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。	(敷地内の通路) 第7条 前条の建築物の敷地内には、 <u>前条</u> の開口部から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員75センチメートル（2以上の開口部が共用する場合にあっては、幅員1.5メートル）以上の通路を設けなければならない。ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。
(敷地と道路との関係) 第8条 略	(敷地と道路との関係) 第8条 都市計画区域内における第6条の建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その床面積の合計）が、100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合にあっては3メートル以上、200平方メートルを超える場合にあっては5メートル以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものは、この限りでない。

その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。

(出入口と道路との関係等)

第11条 略

- 2 第6条及び第7条の規定は前項の建築物（幼保連携型認定こども園の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。）の屋外への避難用の開口部及び敷地内の通路について、第8条の規定は都市計画区域内における前項の建築物の敷地と道路との関係について、それぞれ準用する。

(敷地と道路との関係)

第13条 略

- 2 前項の敷地が直接若しくは道路を隔てて公園、広場その他これらに類する安全な空地に接し、又はその敷地内に道路との境界線に沿って道路の反対側境界線からの距離が同項の表に掲げる道路の幅員に相当する幅の空地を設けた場合においては、その敷地は、同項の道路に接しているものとみなす。

(制限の緩和)

第23条 略

- 2 興行場等の用途に供する建築物（主要構造部が準耐火構造であるもの若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。次項において同じ。）の階のうち、当該階が階避難安全性能を有することについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。

3 略

えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。

(出入口と道路との関係等)

第11条 病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その主要な出入口が道路に面しない場合は、その出入口から道路に通ずる幅員3メートル以上の通路を設けなければならない。ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 第6条及び第7条の規定は前項の建築物の屋外への避難用の開口部及び敷地内の通路について、第8条の規定は都市計画区域内における前項の建築物の敷地と道路との関係について、それぞれ準用する。

(敷地と道路との関係)

第13条 略

- 2 前項の敷地が直接若しくは道路を隔てて公園、広場その他これらに類する安全な空地に接し、又はその敷地内に道路との境界線に沿って道路の反対側境界線からの距離が前項の表に掲げる道路の幅員に相当する幅の空地を設けた場合においては、その敷地は、前項の道路に接しているものとみなす。

(制限の緩和)

第23条 略

- 2 興行場等の用途に供する建築物（主要構造部が準耐火構造であるもの又は不燃材料で造られたものに限る。次項において同じ。）の階のうち、当該階が階避難安全性能を有することについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。

- 3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有することについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は令第129条の2の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、

第32条 第3条、第4条、第6条から第8条まで（これらの規定を第11条第2項において準用する場合を含む。）、第9条、第11条第1項、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで、第16条から第20条の2（第1項第6号を除く。）まで、第22条又は第26条から第28条までの規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、その建築主又は建築設備の設置者に対して、同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者のその違反行為を防止するため、その業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

第32条 この条例の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 この条例の規定の違反が、建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主又は建築設備の設置者に対して、前項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、この条例に違反する行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者のその違反行為を防止するため、その業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。